

65 歳超雇用推進助成金のご案内

高齢者の安定した雇用の確保のため、定年の引上げ等の制度を実施した事業主を助成します

(1) 助成金制度の概要

平成 28 年 10 月 19 日以降に労働協約又は就業規則により以下の制度を実施した場合に助成します。(1 事業主(企業単位)につき 1 回限り)

	導入する制度	助成額
①	65 歳への定年引上げ	100 万円
②	66 歳以上への定年引上げ 又は定年の定め廃止	120 万円
③	希望者全員を 66～69 歳まで継続雇用する制度の導入	60 万円
④	希望者全員を 70 歳以上まで継続雇用する制度の導入	80 万円

※①～④の複数の制度を合わせて導入した場合は最も高い額のみ支給となります。

【主な支給要件】

- ・ 導入する制度の実施日から起算して 1 年前の日から支給申請日の前日までの間に、高齢者雇用安定法第 8 条・第 9 条 1 項のいずれの規定にも違反していないこと。
- ・ 定年の引上げ等の実施に対して、専門家への委託費等の経費の支出があること。
- ・ 支給申請日の前日において、申請事業主に 1 年以上継続して雇用されている者であって 60 歳以上の雇用保険被保険者（定年の引上げ等を行う労働協約又は就業規則の適用を受ける期間の定めのない労働契約を締結する定年前の労働者または定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者）が 1 人以上いること。
- ・ 定年の引上げ等に関して、過去に高齢者雇用安定助成金の支給を受けていないこと。

※他にも必要な要件がありますので、機構ホームページ「65 歳超雇用推進助成金」
http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/subsidy_suishin.html をご確認ください。
 (当機構トップページ→高齢者の雇用支援→助成金とお進みください)

(2) 申請手続

- ・ 制度を実施した日の翌日から起算して 2 か月以内に支給申請を行ってください。
 (事前の計画の認定は不要です。)
- ・ お問い合わせ、ご相談、申請等については、主たる雇用保険適用事業所の所在する都道府県の機構支部 高齢・障害者業務課(東京・大阪は高齢・障害者窓口サービス課)までお願いします。
- ・ 申請様式及び申請方法については当機構のホームページでご案内をしています。

詳細は、各都道府県支部の高齢・障害者業務課にお問い合わせください。
 当機構 HP(<http://www.jeed.or.jp/>)でもご案内しています。